

自社医薬品関連テーマと非関連テーマを併せて行う共催講演会

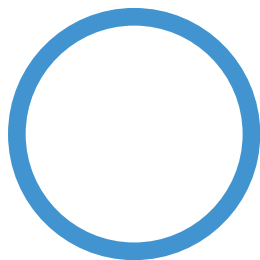


弊社は〇〇市医師会と共催講演会を企画しています。

テーマは自社医薬品関連のものと地域連携パスに関するものを併せて行う予定です。自社医薬品関連については、当社新製品の開発経緯、適正使用等に関する内容を当社開発担当者が講演を行い、地域連携パスに関するテーマについては、地域の基幹病院の医師が講演を行います。このような会合を自社医薬品の講演会として、講師謝礼や一般参加者の旅費、さらに懇親会費用も負担できるでしょうか。



回答



**自社医薬品の講演会等として費用負担が可能です。
従って、開催費用として、講師謝礼や一般参加者の旅費、懇親会費用も負担可能です。**

* 自社医薬品関連・非関連テーマを併せ行う共催会合の規約上の考え方「自社医薬品に関連する事項について説明するという目的が損なわれない限り、同一の会合において自社医薬品に関連しないテーマを併せて行う場合も自社医薬品の講演会等として取り扱う」とされています。

以下の3つの要件をクリアーすることが必要です。

- 1) 自社医薬品関連テーマが会合の主要テーマのひとつであること。
- 2) 非関連テーマも製造販売業者としてふさわしいものであること。
- 3) 両テーマの聴講者が同一であること。

《留意点》

- ◆ 総合的に自社医薬品関連の講演会であるのかを、各社で判断して下さい。
- ◆ 自社医薬品の適正使用と普及に結びつくものでなければなりません。

講演会等で提供できる費用・景品類

	自社医薬品に 関連しない講演会等		自社医薬品の講演会等		
	主催	共催	主催	共催	
会場借用料	○	○	○	○	
会合の資料代					
会合時文房具					
講師報酬・旅費等		△			△
茶菓・弁当等	×	×			○
参加者の旅費					
懇親行事					
贈呈品					

「△」 講師報酬・旅費は基本的には○

但し、共催相手が医療機関等の場合で、講師が当該医療機関等の所属員である場合は、下記に注意

- ・報酬 : ×
- ・旅費 : ○ (共催相手が負担しない場合に限る)